

財 第 1 2 6 5 - 2 号
平成 2 9 年 3 月 2 8 日

入札参加業者各位

さくら市長 人見 健次

建設業者の社会保険等未加入対策の拡大について

「建設業者の社会保険等未加入対策について（平成 2 7 年 3 月 2 7 日付け、財第 1 1 7 3 号）」により、平成 2 7 年 4 月 1 日以降に入札手続き（入札公告）を行う設計金額 1 千万円以上の建設工事において、一次下請の建設業者について、社会保険等に加入していることを原則とする（ただし、制裁金等の措置は講じない）取組みを行ってまいりましたが、平成 2 9 年 4 月 1 日以降に入札手続き（入札公告）を行う案件より、金額の下限を撤廃し、すべての建設工事へ拡大を行うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象

平成 2 9 年 4 月 1 日以降に入札手続き（入札公告）を開始するすべての建設工事

2. 取組概要

一次下請の建設業者について、社会保険等に加入していることを原則とする（ただし、制裁金等の措置は講じない）

3. 具体的な取扱い

（1）一次下請建設業者の社会保険等加入状況の確認等

発注者は、元請建設業者から提出された施工体制台帳の写しにより社会保険等加入状況を確認し、未加入の一次下請建設業者との契約が判明した場合には、元請業者に対して、次回から社会保険等加入業者と契約するよう要請する。

（2）未加入業者に対する指導等

3（1）において、元請業者に要請を行った場合、発注者は、必要に応じて未加入業者に対し、社会保険等の加入に係る指導等を行うものとする。

※社会保険等：①健康保険 ②厚生年金保険 ③雇用保険

※上記の適用外：①、② 常時使用する労働者が5人未満の個人事業所

③ 役員等のみで労働者を雇用していない法人又は個人事業所

さくら市 総務部

財政課 財産管理係

TEL : 028-681-1122